

交通局において、次のとおり懲戒処分を行いましたので、御報告いたします。

【処分内容】

所 属	鷺ヶ峰営業所
職 名	技能職員（市バス運転手）
年 齢	48歳
性 別	男性
処分内容	免職
処分理由	当該職員は、令和4年9月28日から同年10月11日までの間において、自らが乗務するバス車内において、乗客が料金箱に乗車料金として現金を投入するのと同時に、同機器を操作し、乗客から収受した現金を正規の乗車料金の半額とする設定を行い、同機器から釣銭を排出させ、これを手で取り、私物のバッグに収納する行為を常習的に繰り返し、当局は、被害金額として総額で2,140円を確認した。 また、同車内において、停留所及び営業所構内での時間調整中に、運転席で携帯電話を複数回にわたり使用し、また、食事を取るといった服務規律違反があった。 このことは、常に高い行為規範を求められる公務員としてあるまじき行為であり、公務に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。
処 分 者	川崎市交通局長
処 分 日	令和6年7月12日
備 考	- 乗車料金の着服に関して、神奈川県宮前警察署に相談の上、令和6年7月10日付けで被害届（業務上横領）を提出し、同日付けで受理されました。 - 当該職員の管理監督者（事案当時）について、次のとおり処分を行いました。 ・部長級（事案当時 鷺ヶ峰営業所長）58歳男性 局長文書訓戒 ・課長級（事案当時 鷺ヶ峰営業所副所長）58歳男性 局長文書注意

＜問合せ先＞ （処分量定に関すること）

川崎市交通局企画管理部庶務課 永松
電話 044-200-3202

（処分事案に関すること）

川崎市交通局自動車部管理課 牛島
電話 044-200-3205